

[JPA2023-095] 会員の処遇 (2024年3月21日)

If you are unable to see this message, click the URL below.
<https://psych.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/JPA2023-095.pdf>

公益社団法人日本心理学会 会員 各位

※このメールは JPASS のメール配信システムを使用し、
送信専用のメールアドレス (jpa@jpass.online) から配信しています。
本メールに関するお問い合わせは、日本心理学会代表アドレス
<jpa@psych.or.jp> までお送りください。

◆-----◆
会員の処遇 (2024年3月21日)

https://psych.or.jp/about/iinkai_rinri/
◆-----◆

公益社団法人日本心理学会理事会は、2024年3月3日、本学会の倫理問題の
処理に関する細則に基づき、本学会常務理事会より付議を受け、会員 X 氏、会員
Y 氏及び会員 Z 氏の言動が、本学会の倫理規程「第1章」の「2. 個人に対する
責任と義務」のうち、「ともに活動する人々の権利を尊重」する義務、および同
規程「第3章」の「1. 人権への配慮」、「3. 権限濫用の禁止」、「4. 研究指導
上の配慮」、「5. 節度をもった関係の維持」に抵触し、また、本学会の「ハラス
メント防止に関するガイドライン」の「2. 基本方針」(学会に関わる人たちは、
互いが安心して研究活動や学会活動に参加し従事できる環境を作ることに努め
る)にも抵触するものと認め、X 氏及び Y 氏に対して「厳重注意」、Z 氏に対して
「注意」とすることを決定し、理事長名の文書により通知いたしました。

なお、理事会は、付帯事項として、上記会員3名に対して、2023年6月総会
から2025年6月総会までの期間中、学会を代表して行うものと評価される職務
を辞任・辞退するよう申入れ、もし、辞任・辞退の意向が表示されない場合には、
本学会において、解任等の措置を検討することを決定しました。

以上につき、上記細則及び理事会の決定に基づき、公表いたします。

2024年3月21日
公益社団法人日本心理学会理事長 阿部 恒之

◆-----◆
ハラスメントがない学会を目指します
◆-----◆

日本心理学会は、いついかなる場面においてもハラスメントがあってはならな
いと考えています。ハラスメントは、人としての尊厳を不当に傷つけ、心身の健
康を脅かすなど社会的に許されない行為です。日本心理学会はハラスメント対
策をすすめるともに、啓発活動を続けていきます。

公益社団法人日本心理学会 理事長 阿部恒之

